

四日市市告示第125号

四日市市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 3月30日

四日市市長 田中俊行

四日市市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱(平成12年四日市市告示第132号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市短期宿泊事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この事業は、<u>一時的に環境上の理由で在宅生活が困難な高齢者</u>に対して、養護老人ホーム等(以下「施設」という。)に宿泊させ(以下「短期宿泊」という。)<u>入所者の福祉の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>(利用対象者)</p> <p>第3条 この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上で、<u>環境上の理由により</u>日常生活を営むのに支障がある者とする。</p> <p>(利用の要件)</p>	<p>四日市市<u>生活管理指導</u>短期宿泊事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この事業は、<u>基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者</u>に対して、養護老人ホーム等(以下「施設」という。)に<u>一時的に</u>宿泊させ(以下「短期宿泊」という。)、<u>生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図ることを目的とする。</u></p> <p>(利用対象者)</p> <p>第3条 この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上で、<u>社会適応が困難な者、あるいは、身体上又は精神上的の障害がある</u>日常生活を営むのに支障がある者とする。</p> <p>(利用の要件)</p>

第4条 高齢者が、高齢者虐待又は認知症による問題行動等で在宅生活が困難となり、市長が、施設に一時的に宿泊する必要があると認めた場合とする。

(利用券交付申請等)

第6条 短期宿泊の利用を希望する者は、事前に福祉サービス利用申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上決定し、その結果を当該申請者に短期宿泊事業利用決定通知書(第2号様式)を交付し、該当施設に短期宿泊利用決定のお知らせ(第3号様式)により通知する。

第4条 高齢者が、基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないため、市長が、施設に一時的に宿泊させて、生活習慣等の指導や体調調整を図る必要があると認めた場合とする。

(利用券交付申請等)

第6条 短期宿泊の利用を希望する者は、事前に福祉サービス利用申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出し、短期宿泊利用券(第2号様式。以下「利用券」という。)の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上決定し、その結果を当該申請者に通知するとともに、適当と認めたときは、短期宿泊利用券交付台帳に必要事項を記載の上、利用券を交付する。

(利用の申請等)

第7条 利用券の交付を受けた者が短期宿泊を利用しようとするときは、施設に利用券を提示した上で申し出なければならない。

2 施設に申出があった場合、当該施設の長は、速やかに市長に連絡するものとする。

3 市長は、短期宿泊の利用の可否を決定したときは、その旨申請者及び施設に通知するものとする。

第7条 (略)

第8条 (略)

(宿泊期間の延長)

第9条 第5条の規定による宿泊期間の延長を必要とする者は、短期宿泊の利用期間の延長を短期宿泊期間延長申請書(第4号様式)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、短期宿泊の利用期間延長申請を受理した場合は、期間延長の可否の認定を行い、当該申請者及び施設に通知するものとする。

(対象者の移送)

第10条 対象者が入退所又は入退院する場合は、実施施設又は当該対象者の家族等が移送を行うものとする。

(費用等)

第11条 (略)

2 対象者の移送を実施施設が行った場合、市長は、介護保険法(平成9年法律第123号)の短期入所生活介護の送迎加算に準じて支弁するものとする。

3 宿泊及び移送に要した経費の支払を受けようとする施設の長は、短期宿泊費用請求書を市長に提出するものとする。

第8条 (略)

第9条 (略)

(宿泊期間の延長)

第10条 第5条の規定による宿泊期間の延長を必要とする者は、短期宿泊の利用期間の延長を短期宿泊期間延長申請書(第3号様式)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、短期宿泊の利用期間延長申請を受理した場合は、期間延長の可否の認定を行い、短期宿泊利用台帳に必要事項を記載の上、当該申請者及び施設に通知するものとする。

(費用等)

第11条 (略)

2 宿泊した者は、宿泊期間終了時、施設に対して、短期宿泊利用票(以下「利用票」という。)(第4号様式)を提出しなければならない。

3 宿泊に要した経費の支払を受けようとする施設の長は、短期宿泊費用請求書及び前項に規定する利用票を市長に提

<p>第12条 利用者は宿泊に要する費用として1日当たり1,760円を、<u>実施施設が移送を行った場合は1回当たり190円</u>を負担するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>出するものとする。</p> <p>第12条 利用者は宿泊に要する費用として、<u>1日当たり1,760円</u>を負担するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	--

第2号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市短期宿泊事業利用決定通知書

四日市市短期宿泊事業実施要綱に基づき、以下のとおり決定しましたので通知します。

氏 名		
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
住 所		
決 定 年 月 日	年 月 日	
入 所 施 設		
	住所：	
利 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
費 用 負 担 額	入所者本人	日額 円
	市補助額	日額 円

- 備考 ①入所・退所日の時間調整や、必要な準備物等については直接施設にお問合せください。
 なお、利用料については上記基本利用料の他、別途実費が必要になることがありますので、ご利用前に必ず施設にお問合せの上、ご確認くださいませようお願いします。
- ②この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対し審査請求することができます。

お問合わせ先 四日市市役所介護・高齢福祉課

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

短期宿泊利用決定のお知らせ

下記のとおり、短期宿泊利用を決定しましたのでお知らせします。

1. 利用者氏名等 様（ 年 月 日生 歳 ）
2. 利用者住所
3. 利用希望期間 年 月 日～
4. 利用者負担額 日額 円（市負担額：日額 円）
5. その他情報等

お問い合わせ先 四日市市役所介護・高齢福祉課

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第9条関係）

短期宿泊期間延長申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
氏名
電話

このことについて、下記のとおり短期宿泊の利用期間を延長したいので、申請します。

記

利用者氏名		生年月日	年	月	日
宿泊期間中の連絡先	住所		電話		
	氏名	(続柄)			
延長の理由					
利用施設名					
延長期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)				
施設の意見	氏名 印				

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の四日市市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市短期宿泊事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)